

# 宅地内漏水対応に係る協定書（家島町を除く市全域）

姫路市上下水道事業管理者（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、宅内漏水の対応のための待機業務（以下「待機業務」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

## （目的と定義）

第1条 この協定は、姫路市家島町を除く市内全域における乙の待機業務に関し、これを実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。なお、本協定書の前文に掲げる宅内漏水とは、甲が所管する水道メータを起点として、その下流側に属する全ての給水管に起因する漏水を総称するものとする。

## （待機業務時間の指定）

第2条 甲が指定する時間は、午前9時から午後9時までとする。なお、待機料は無料とする。

## （待機業務日の指定）

第3条 甲は、第8条に規定する期間内における乙の実施する待機業務について、待機業務日を指定し、乙に通知するものとする。

## （修理工事の施工）

第4条 待機業務に係る工事の施工について、乙は、施主からの依頼に基づき実施し、また、それに要する費用については、直接施主に請求するものとする。乙は、施工に当たって、要する費用について施主に丁寧に説明を行わなければならない。

## （業務担当責任者）

第5条 乙は、業務担当責任者を選任し、その氏名を甲に通知しなければならない。

2 業務担当責任者は、待機業務の遂行に関し、必要な人員と資機材の確保について一切の事項を処理しなければならない。

## （秘密の保持）

第6条 乙は、待機業務の実施上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

## （不当介入に対する措置）

第7条 乙は、この協定の履行に当たり、排除対象業者から妨害その他不当な要求を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出て、捜査上必要な協力を行わなければならない。

## （有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、令和8年（2026年）4月1日から令和9年（2027年）3月31日までとする。

## （協議）

第9条 この協定に定めのない事項または疑義が生じた事項については、必要に応じ、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲、乙、記名押印の上、各自1通を所持するものとする。

令和8年（2026年）4月1日

甲 姫路市安田四丁目1番地  
姫路市上下水道事業管理者  
種谷 康

乙 姫路市〇〇〇  
〇〇〇  
〇〇 〇〇